

資 料

独裁から民主主義への憲法的変容過程 にあるチェコスロヴァキア

ヴァーツラフ・パヴリーチェク

早 川 弘 道

箱 井 崇 史 共訳

佐 藤 史 人

I

長期にわたる危機のなかにあった経済・政治システムを改革するという、ソビエト連邦及びソビエト・ブロック内のその他の若干の国々による諸試行は、1980年代末葉には不成功であることが明らかになった。アメリカ合衆国の経済と政治における最重要の指標からするその優位性は、「超大国」間の競争場裡において実体的に明白となるに至った。ヨーロッパにあつては、西欧統合の優勢が、共通認識となった。ヨーロッパにおいても支障を来しているイスラームの軍事的原理主義は、アジア及びアフリカにあつて、昂揚を収めるに至った。こうした時代に際会した「ソビエト」・システムは、上述の地域において本来の魅力を喪失し、政治的影響力を消失することになった。そのことは、経済的、軍事的又は政治的利点のみならず、広汎な人々の支持を獲得するはずの魅力的な思想及び将来像、あるいは政治的・個人的諸自由をも提示することが可能でなくなったことを意味している。

したがって、その指向は、現状を維持し、現況を保全するべく防御的なものとなった。「現実の社会主義」という概念は、イデオロギー上の表現にすぎないものとなった。こうしたことは、「現実の社会主義」がソビエト・ブロック内の諸国家において現実のものであることを意味した。国際関係にあつては、当時の状況を保全することは、1970年代にあつては、まだ可能なことであったからである。

他方、イデオロギー上の競争においては、「西側」諸国は、ソビエト・ブロック内の人々に対して、個人の人権や自由、さらには経済的繁栄を提示した。東側ブロックに住む人々の多くは、消費社会という考えに魅惑されたが、「現実の社会主義」という空虚なイデオロギーは、消費社会とは将来にあってのみ到来することを約束するにすぎないものであった。

ソビエト・ブロック内のヨーロッパ諸国においては、当時までに存立した諸評価及び諸権力は、深刻な孤立感を有するに至った支配層や指導者達の内部にあってさえ見出され得ないものとなっていたのである。

ソビエト連邦では外交の失敗と停滞の後、いわゆるペレストロイカとグラスノスチ政策の下に国内の経済・憲法改革に集約される諸試行が追求されたのだが、結局その集中的諸改革は、国家〔構造〕の分離遠心化に帰結することになった。そのことは、本当の改革を推進するシステム自体の能力に疑いを抱かせることになったばかりでなく、対外的影響力を減殺する結果を生んだのである。

前述した諸地域における根本的な地政学的変化は、憲法体制の領域にも影響をもたらした。その当時の憲法形態及び〔憲法〕概念は、社会的諸関係を組織する能力をもはや有さなかった。これらの諸国家は、いかなる類の思想、憲法形態、原理が、従来のそれに置き換えられるべきか、そして新たに社会諸関係を組織することができるのかという問題に直面させられたのである。

マルクス＝レーニン主義そのものを国家の〔公認〕イデオロギーとみなしたばかりか、憲法上もまたそのイデオロギー的権威を最高のものとしたわけだが、結局のところこうしたことは破綻せざるを得なかった。新たに出現した諸事象の加圧下に、一連の国々の連邦構造は、わずかずつではあるが〔内部〕抵抗を生じさせていった。やがて、連邦構造を有するすべての国家が崩壊することになった。もちろん連邦国家の解体は、単に国内的要因によってもたらされたわけではない。ユーゴスラヴィアとチェコスロヴァキアは、第一次世界大戦の諸経験の結果として、さらに中央ヨーロッパ及びバルカン地域を安定させる必要性、西欧の民主主義的諸価値〔を定着させること〕、そして汎ゲルマン主義に対する防壁〔を築くこと〕のために付与された国際政治上の脈絡から構想された連邦国家という構想が、再び破綻したことを知ることになった。

「社会主義諸国の憲法体制」に関する比較研究に従う論者達は、かかる類型の諸国家について、同一のイデオロギー的立脚点、即ち共産党、労働者党の指導的役割に基礎をおいた全体として同一の社会構造、経済システム及び政治シ

システムとして特徴づけてきた。憲法体制は、社会主義諸国の国家構造の全体的均整と同時に民族的特質を表現するものであった⁽¹⁾。

共産党権力とそのイデオロギーの崩壊の結果として、それまで封印されていたり抑圧されたりしてあった価値、伝統、宗教等々、更にこれら個々の国家や民族の奥深い相違というものが再び露出し、これらの国家のそれぞれの内部において、そしてこれら諸国家の相互のうちに遠心化作用を惹起した。このような事態は、ソビエト連邦がそうであったような異質なものから構成された国家の場合にあってさえも、特にきわだって明らかになったのである。過去にあってそのイデオロギーが、境界を越えて浸透し、ソビエト・ブロックの外部にも憲法体制上の作用を及ぼした時期にあっては、そうしたことは他の仕方でも循環してはいたのであるが。

連邦のかたちで構成された諸国家における変化の諸過程は、存在する中央権力がこうした危機から脱け出る道を見出し得なかったために、優勢な分離主義者達〔の活動〕によって一層激烈なものとした。憲法上及び政治上の手探り状態にあった時期は、これら諸国家の破綻、現存する国家そのものの終結、そして相当程度までそれらの国家権力の分解にまで至らしめたのである。国の民主化のかわりに、中央集権化された権威主義的権力は、分解によって倒壊し、再度市民の個人的自由を脅威にさらす犯罪現象を、旧体制とは違ったやり方で今や増大させる空間をおし開いてしまった。

チェコスロヴァキアの終結及びチェコ共和国とスロヴァキア共和国の樹立は、1990年代において孤立した現象ではなかった。ソビエト連邦やユーゴスラヴィアのような他の多民族国家もまた、この時期に存在を停止し、新たに樹立された諸国家に取って代わられたのである。個々の民族間に存在するあらゆる差異や矛盾は特に経済的手段即ち工業化によって、民族間及び地域間の経済的差異を取り除くことを通じて解決され得るという思想に基礎をおきたいわゆる社会主義的民族政策という考え方もまた失敗に帰した。経済的土台における変化が上部構造を決定し、また一連の国家のおかれている状況に対応する民族意

(1) Stanislav ZDOBINSKÝ, David LVOVIC ZLATOPOLISKIJ and others: Ústavní systémy socialistických zemí, Panorama, Prague 1988, c. 6. 本書『社会主義諸国家の憲法制度』（チェコ語）は、チェコスロヴァキア、ソビエト連邦、ブルガリア、ハンガリー、ドイツ民主共和国、ポーランド、ルーマニア、キューバ、ラオス、モンゴル、ベトナム、ユーゴスラヴィア、朝鮮人民民主主義共和国、中国及びアルバニアを対象としている。

識も決定するというマルクス主義の理論は、それが誤謬であることがわかった。数年を経て、その文化的、経済的後進性がエンベル・ホッジャ体制によって長期にわたって維持された隣の独立国家としてのアルバニアと比較された時、ユーゴスラヴィアのより〔経済的に〕発展し、文化的にも発達したコソヴォ〔州〕において、きわめてドラマチックなかたちで、このことが明示されたのである。ヨーロッパと世界は、この地域において発生した流血の紛争、そしてバルカン〔半島〕全域の不安定化、まずもって可能な限り拡大されたアルバニア・ユーロリージョンという「大アルバニア」構想の復活の目撃者となったのである。これらのことを、コソヴォ紛争が始まる以前から1990年代の半ばまでには、種々の会議で人びとは聞かされていたわけだが。

ソビエト連邦の崩壊とそのイデオロギーの失敗はこうして、ソビエト・ブロックに属する国々ばかりではなく、これらとは違ったやり方で社会主義的実験を試みたり、その政府やレジームが西欧諸国やアメリカの支援をあおぐことによって維持されている国々にもまた影響を与えることはなかったのである。

民族解放思想は、ベルギー、スペイン、イギリス、カナダなど世界中の多民族国家においても、1990年代に認知されるに至ったが、他方でこの思想は、ポスト社会主義国家群においては、国家の崩壊を導いたのであった。これ以外の地域では、それが、しばしばレフェレンダムを手段として市民が選択した後、現存する国家内の憲法〔制度〕上の変化に帰結したにもかかわらずである。

一連のポスト社会主義国家群の政治的代表制度は、国家の主権者としての民族や人民、即ち充実な主権性を要求する国民国家の思想を枠組みとした上で、〔政治的〕競争の試練を経たところの正統性を確保した統合国家の思想を前提とするものではなかった。右のことは、それらのかつての統合を強固なもととしていたところの、世界的規模の外的ファクター、外的危険という双極〔体制〕の終焉とともに消滅した信条によって維持されていたことは、疑念の余地のないところであろう。チェコスロヴァキアの諸民族は、ソビエト・ブロックの統合機構、即ちワルシャワ条約機構及び経済相互援助会議の構成メンバーを、特に1968年におけるチェコスロヴァキアに対するワルシャワ条約機構5ヶ国による侵略以降、主権の制限を強制された国々とみなした。ソビエト・ブロックを構成する諸国家の同権と連帯の原理としてイデオロギー的に喧伝されたいわゆる社会主義的国際主義の思想は、それは他方で現実にはソビエト連邦の利害に従うことを意味していたのだが、かつての時代にあっても十分かつ公然とかか

る考えそのものを疑問に付していたのであった。こうした状況こそが、ヘルシンキ・プロセスの諸文書において表明された諸原則に従って、統合ヨーロッパの枠組みに基づく国家主権の再確立が不可欠であるという信念へと導いたのである。共通の「ヨーロッパの家」という構想が、力を得るに至った。

政治圏における国民国家の優位というこうした考えの結果が、経済的にも政治的にも強力な統一ドイツ国家、中欧における相対的にはほぼ同規模の小国家群、そしてさらに小規模なバルカン諸国の存立であった。ヨーロッパの地図図はこうして、その将来的発展を決定づける実体的諸変化を被ることになった。これがあまりにも急速に進行したため、私たちは、いくつかの国家の解体及びドイツの統合という周知のプロセスを促進したすべてのファクターを分析するためには、おそらくは不十分な情報しか得られないこととなったと思われる。こうした諸ファクターが、主観的かつ客観的なものであり、また内在的かつ外在的なものであることは明白である。

しかしながら、上述の結果は、マルクス主義のソビエト型概念に基づく社会主義理論の失敗を物語るにとどまらない。それは、第一次大戦後のヨーロッパの政治地図をかたちづくり、長きにわたって既成事実とみなされてきた状況を現出させてきたおよそ古めかしい概念にも相当程度衝突するものであったのである。

いかにして新しい憲法的諸関係を組織するのか、そしてまた新たな土台の上に不安定化した国家権力（state authority）を修復するのかという任務が、ヨーロッパの実質的構成部分の前に立ち現れることになった。失敗に帰した憲法創造上の諸価値に対するもっとも魅力ある選択肢が、同時代にあって十分に成功を収めた諸モデルにあったことは言うまでもないところである。中東欧〔諸国〕、そしてバルカンの一部諸国にとって、かかる成功モデルとは、西欧の諸憲法モデルであった。思想領域におけるその中核的価値とは、ヨーロッパ統合体の初期加盟国家群のヴィジョンとして共有された人権、リベラリズム及び複数主義的民主主義の概念によって表現されるものであった。これへの最初のステップは、欧州審議会への加盟であった。憲法的変容プロセスにおけるこうした諸価値の強調に関わる重要な利点は、世界人権宣言に基づく人権及び基本的自由という一般に共有されるべき諸価値を要求して支配権力に向けてなされたこれらの諸国の幾つかの「異論派」の運動のうちに用意されていたものである。彼らは権利を自然かつ普遍的なものとして表明し、これを国際的人権擁護組織や欧州審議会に訴え出た。これらの国家のうち、こうした考えを大いに支

持したのがチェコスロヴァキアであったとしてよいであろう。かかる概念は、1991年1月に採択された1991年23号憲法律としてなされた「基本的権利及び自由の憲章」のうちにその憲法上の基礎を築いている。ここにあって全般を規定するものが、中「東」欧地域における憲法体制の移行過程に際して、人権が決定的重要性を有するということである。

人権への指向は、体制転換過程に際してのたんなる変移ということではない。過激な潮流（種々のセクト）を含んだ宗派や教会の復活は、当初きわめて急激なものがあったのだが、先の時代の戦闘的無神論や唯物論に対する反作用としてあった。若干の国にあっては、イスラーム原理主義が登場した。この展開は、こうした国々の社会において精神的価値の再確立が必要であるというシグナルとしてあった。かかる要請は、憲法や制定法上の諸規定にもまた反映されることになった。

新たに樹立された国家においては、その民族的構造にもまた顕著な変化が生じていた。元来の支配的民族が、新国家において少数派となったり、民族間で争われている問題が、内政上の重要事項となるに及ぶことになった。かくして、「社会主義民族」の概念もまた、ここに失墜するに至った。

政治的蜂起や革命は、国家に安定性をもたらすものではない。国家的安定は、伝統、即ち理念と国家制度の連続性から導き出されるものである。革命あるいは復古に伴う変化に際しての争いにおいて、一方では非連続性と新理念が、他方において伝統、連続性と安全弁の必要性があいまって生じ、そこにこれらの諸国家における移行期の新憲法制定が位置することになる。この過程は、更なる憲法改革を促進するところの、ヨーロッパ連合 EU 内において継続するヨーロッパ統合と不即不離のものでもある。

その発展のさまざまな段階においてソビエト連邦の有する理念と体制を、かつて自発的にあるいはその意思に反してかの違いはあるにせよ採用したヨーロッパ諸国は、「親ソビエト」時代以前に存した自国の憲法史に回帰するなかで、また同時に他国の憲法文化のうちにも、[憲法改革への] インスピレーションの源泉を探索しているのである。

II

「新たな民主主義諸国」の欧州審議会におけるメンバーシップは、「転換期」の憲法制度に関わるこの領域に、いったいどの国家が属しているのかという問

いに回答を与えている。旧ソビエト連邦を構成したアジア諸国の欧州審議会への加盟は、この欧州組織が正当とする文化的・文明的価値をこれらの国々の国民もまた受け入れているという事実を示すものであった。そのことは、これらの国々の憲法にも反映していた。すでにツァーリ・ロシアの時代に始まっていたかつての移民は、後にも強制的あるいは自発的な移民によって継続し、これらの国々にきわめて多様かつ雑多な民族的・文化的モザイク状況を創り出した。他方、ソビエト連邦とそのイデオロギーの崩壊は、宗教的、民族のおよび文化的な不寛容の余地をもたらすものでもあった。人権の価値は、この危険への防御を象徴すべきものであった。欧州審議会の創設が依拠する諸理念は、世界のこの地域の不安定さに対して、適切な基盤となるべきものであった。ところが、攻撃的なイスラーム原理主義は、これらの国々において、ソビエト制度と西欧民主主義制度の双方に取って代わろうと首尾よく試みていたのであり、これは欧州にも浸透し始めている。

この種の変化は、旧ソビエト連邦の共和国のみならず、他の国々にも関わるものであった。そこでは、支配力（power）という観点からのソビエトの影響は実際のところ弱かったのであるが、統治手法（政治制度）が多少とも類似していたのである（アルバニア、ユーゴスラビア）。

民主主義諸原理の観点からみれば、チェコスロヴァキアにおいて、みずからの憲法伝統への回帰に問題はなかった。チェコスロヴァキアの憲法制度は、共産党支配の確立前には、欧州でもっとも自由なもののうちに属していたのである。この地域の他の国々（ハンガリー、沿バルト諸共和国、ポーランドなど）は、世界大戦の間に、時期や程度は異なるものの、独裁体制・権威主義体制の波に打たれてきていた。この事実も、憲法的変容にも影響を及ぼしている。これらの国々の憲法制度は、第二次世界大戦の開始期にあつては民主的とはみなし得ないものであった。そのうちいくつかの国々では、大戦中にドイツ当局がナチズムまたはファシズムのイデオロギーに支えられた体制を確立した。

1990年代初頭の、「共産主義」制度からの全体的離脱は、反民主主義運動の推進者たちをも刺激した。この運動は、これら戦中期または戦間期の事物にその着想を得たものである。再びこうした推進者たちが社会の表舞台に登場するようになった。ファシズムやナチズムと結びついた力もまた残存していた。これらの運動は、総じて人々の支持を得るものではなかったが、彼らの数字上の力に比べてずっと大きなものであった（ラトビアにおけるSS、スロヴァキアにおける教権ファシズム国家の支持者、クロアチアにおけるファシストなどの

示威行動)。対照的に、かつての異論派運動は、新たな権力闘争のうちに消滅していった。明らかに、このことは、それぞれがもつ伝統を差異化することの重要性と、共有される欧州の民主的価値を背景に据えてこれら伝統を考えることの必要性を示している。

こうした国のいくつかは、第二次世界大戦後の時期におけるみずからの憲法モデルから（ハンガリーは1946年憲法〔国家組織法〕から）着想を得ている。これらの国の多くは、その憲法のなかで、かつての憲法的伝統と国制の継続性を確認している。ラトヴィアだけが、1922年の憲法の効力を回復させた。しかし、ラトヴィアも他の憲法的諸法令を採択している。他の諸国はそれぞれの憲法的伝統を多様な方法で確認している。たとえば、ポーランドは1997年憲法の前文で第一および第二共和国の最良の伝統を確認し、「多くの犠牲者が重大な対価を支払った我々の祖先の偉業、独立闘争について、我々の先祖」に対し、感謝の念を表明している。

チェコ共和国は、その発展における「社会主義」時代との関係をみずから明白に絶とうと欲していたという事実にもかかわらず、民主主義ルールをひどく損ねるほどの、権力統合主義に基づく社会主義期に由来するいくつかの原理や制度も採用している（副署を要さない大統領による恩赦や他の決定に対して何人も無答責であること、政府構成員が職務上の行為に対して無答責であることなど）。

新憲法の起草者は、西側諸国で採用されているモデルから着想を得る際に、それらの憲法の字面を追っただけでなく、こうした国々の理論家および政治家の援助も利用した。また、この点では、あるところで新たな発想が採用されているが、別のところでは戦前の伝統やしがらみからの着想が引きずられている。たとえば、ルーマニアの論者は、ルーマニアの専門家や政治家に対するフランスの憲法思想の継続的影響を浮き彫りにしている。アメリカから来た重要な憲法専門家であるE. シュタインは、この地域のいくつかの国における憲法の変革に関する議論に参加した。彼はチェコスロヴァキアの解体と憲法変革過程に関する大部の著書をアメリカで刊行した⁽²⁾。

ドイツは、中東欧諸国のこれら「転換期」の憲法のなかでは特別な事例である。1949年基本法の前文は、その憲法的文書が「移行期」のみについて、即ち、全ドイツ人民が自由な自己決定によってドイツの統一と自由を達成すると

(2) STEIN, E.: *Czecho/Slovakia, Ethnic Conflict, Constitutional Fissure, Negotiated Breakup*. The University of Michigan Press, 1997.

きまで、適用されるものとしていた。基本法146条は、この基本法が全ドイツ人民の自由な決定により新憲法を可決したときにその効力を失うものと予定していた。基本法23条は、この基本法の効力をドイツ連邦共和国を構成していたか、または、ドイツ連邦共和国に個別的に編入するであろう諸州に限定していた。ところが、1990年の現実の統合の過程で、ドイツは異なった道を選択した。1937年国境線内での全ドイツ統合の理念は、いわゆる「4プラス2条約」によって達成された。ドイツは憲法の該当部分を改正し、現在、その前文は、ドイツ人は「自由な自己決定によってドイツの統一と自由を成し遂げた。これにより、この基本法は全ドイツ国民に適用される」としている。今では、改正後の23条は、欧州連合に対するドイツの関係を定めている。このように、1949年憲法に基づいてドイツ連邦共和国に編入した新しいドイツ諸州地域にドイツ基本法が継受されていった。新しい諸州の憲法は、民主的諸原理を認め、近隣諸国との友好関係を表明し、この努力を毀損することとなる行為を禁止している。これら諸州における経済的、政治的、憲法的発展は、旧ソビエト圏の他の諸国にも当てはまるいくつかの似通った特質を有している。

やはりドイツも、戦間期及び第二次世界大戦中の非民主的状態の追憶という問題から逃れ得なかった。この事実は、連合軍の措置や連合軍司令部の法令に基づいた戦後体制のいくつかの民主的基盤を否定しようという試みによっても示されている。そのもっとも顕著な例は、ポツダム条約およびその関連事項の拒絶である。ところが、ドイツ基本法139条は、『ドイツ国民をナチズムおよび軍国主義から解放する』ために発布された法規定は、この基本法の諸規定によって影響を受けない」としている*。この過去との関係は、現代ドイツにおける政治スペクトルを通して、實際上浮き彫りにされている。しかし、現在のドイツ政府が強調しているのは未来への展望であって、過去への回帰ではない。それにもかかわらず、チェコ共和国やポーランドとの関係において、何人かのドイツ政治家は、大戦後に採択され、かつ、反ナチス的方向性をもった、これらの諸国の法令の改正をねらう試みをみせている。

この圧力政策は、チェコ共和国との関係ではいっそうまくいっている。それは、主観的要因と客観的要因の双方から生じている。ひとつの客観的な事実には、チェコスロヴァキア国家の理念の失敗とチェコスロヴァキアの分割の後には、転換過程の結果としてチェコ共和国が経済的・政治的な領域で実質的に弱

* 以上、ドイツ連邦共和国基本法については、初宿正典訳「ドイツ連邦共和国基本法」樋口陽一、吉田善明編『解説世界憲法集』（三省堂、第4版、2001年）。

体化したパートナーになっていることである。欧州連合の一員になろうという国家の努力は、パートナー側の発言のなかで、欧州連合の一般的基準の達成のみならず、戦後の反ナチスの措置の廃止に向けられた遡及効ある法改正を実現しようとする国家の意欲しだいのものともされてしまっている。主観的な要因のなかでは、1989年11月以降に権力を獲得したチェコの政治代表者のかなりの部分が、チェコの国制をほとんど重要視していないという事実をあげることができる。更に、何人かの政治家や一部のプレス（おもにドイツ人に所有されている）は、チェコの国民的利益や国益をいつも損ねている。

チェコの国制を相当まで脆弱なものとした一つの要因として、民主主義を監視し保護する伝統的な憲法的ツールのいくつかが解体され、その間に民主的な欧州諸国で創出されたその他のツールが採用されてきていないことがある。市民の安全と国家の内政機能を保護する諸機関も同様に顕著に弱体化してきた。犯罪は著しく増加し、国家の活動能力を保護している領域にまで浸透している。チェコ共和国における選挙の投票者は減少しており、このことは憲法の転換の失敗を示している。かくして、欧州諸機構へのチェコ共和国の統合を推進すべき支配エリートたちの政策の正当性について、民主主義の欠損が増加している。統治者と被治者、政治的代表者と人民の間の乖離が進行している。

III

ソビエト・ブロックの解体と世界の二極化の終焉の結果としての新しい憲法状況の成立は、現在、相当数の欧州国家、更にはアジア大陸の一部の国々にまで影響を及ぼしている。ソビエトの影響下で創設された憲法システムの多くは、1990年代にこのモデルを捨て去り、新たな憲法関係を形成し始めている。それゆえ、これらのプロセスに憲法史および比較分析の観点から注意を向けることが重要である。経過した時間は、採用された解決方法の当否を評価するいくらかの可能性を与えている。

いくつかの憲法上の変革は、これらの諸国の国際的義務によってもたらされた。とりわけ、欧州審議会のメンバーシップは、これら諸国における人権及びマイノリティーの権利の保護の強調によって肯定的な影響を与えてきている。その他のグループ（欧州安全保障協力機構、平和のためのパートナーシップなど）の影響は減少している。欧州連合への加盟を目指した努力も、同様に将来におけるこれらの変革に影響を与えることになる。

これらすべての諸国の憲法は、程度や形態の差こそあれ、権力の統合と国家の権威主義的運営の観念に結びつく、それぞれの発展過程のいわゆる社会主義段階の影響も受けてきている。それゆえ、いくつかの国々では、憲法は大統領制ないし議会制共和国、人民主権および三権分立または西側民主主義諸国によく知られる諸原則を認めているものの、実際の憲法生活は、しばしば西欧諸国における実践とは異なった方法で行われている。

新たに成立した諸国家は、それぞれの古きルーツや沿革に照らして、その独立性を高めていく必要性を認識している。これら新生諸国の独立と、この目的のための国民の闘争に関する歴史的文脈の宣明は、とくに憲法の前文に見いだすことができる（ときにはこれが前文の主要部分となっている）。同様に、すべての憲法が個人の権利や自由、及びこれらに関わる国際条約を認めている。一般に、憲法は、国際法、及び自国の国際的義務に従う国家の決定の一般的重要性をも強調している。

また、新生諸国（又は新生の政治体制）が成立してからの短い時間に、憲法に関する要請についての多様なアプローチのいくつかの波が現れている。

最初の時期、このソビエト・ブロックの国家は、全世界のすべての国とすべての共産党に適用される国際主義のスターリン解釈の残存物からみずからを解放した。この観念によれば、ソビエト連邦の国益は、ソビエト・イデオロギーが国際主義と呼ぶものと一体化していた。これを自発的に認めなかった国家（又は、躊躇した国家）は、ソビエト軍の軍事力を用いてさえも従わせられた。

ソビエト帝国の解体の後、これらの諸国の国民は、民族主義的幸福感の影響のもとにおかれ、これは程度の差こそあれ多様な国家及び社会に作用を及ぼした。主権を獲得し、国益を増大させようとの努力は、ソビエト・ブロックの崩壊に顕著に寄与した。ところが、民族主義はまた、ソビエト・ブロックに含まれなかった諸国においても民族間の不寛容に影響を及ぼした（ユーゴスラヴィア）。

こうした国々のいくつかは、民族主義的な、あるいは排外主義的なスローガンのもとに時として人種間戦争にまで至るような憎悪をかき立てる政治家達が、これらの諸国の憲法状況を著しく左右させた。しかし、このような勢力は次第に弱まり、1990年代末に至ってこれらの政治家達の大半が、政治の舞台から去ったか、去りつつあった。

彼らにとって代わった新たな政治家グループは、ヨーロッパ統合及びヨーロッパ的価値の方へと当該国民の志向を導き、その集団はこれらの国々を種々の

統合集団に結びつけようとした。かかる文脈からして、更なる憲法的変容があり得べきところとなろう。欧州共同体との「連合協定」は、こうした諸国の主権の特質にも影響を及ぼすことになろうし、またそれは、憲法条項や実際の憲法生活のうちに反映されよう。

IV

こうしたより広範な文脈において、中東欧諸国家における立憲主義の波のなかで、かつてのチェコスロヴァキア及びチェコ共和国もまた、憲法的変容を経験した。

チェコスロヴァキアにおいて根本的な政治的、憲法的変容を促した直接の要因は、1989年11月17日のプラハにおける大学生の示威行動であった。この示威行動は、1939年の大学生による反ナチス抵抗運動を記念した国際学生デーのものであり、公式に許可を受けていた。事態の推移につれて、示威行動は現存する政治状況への批判へと変わった。警察部隊が示威行動に攻撃を仕掛けた。秘密警察による挑発は、後日示威行動が国内の他の地域に広がり、社会の更なる部分がそれに参加するという事態をもたらした。共産党の独裁は、崩壊しつつあった。一方に共産党及び政府の代表者、他方に反対勢力が席に着いた「円卓」会議は、連立政権の樹立と根本的な憲法的変容へ導いた。憲法における最初の変更に、政治制度における共産党の指導的役割に関する条項の廃止であった。社会と国家におけるマルクス・レーニン主義イデオロギーの拘束的性格をうたった文言もまた、新たな文言に取って代わられた。

更なる憲法の諸改正は、国家の最高諸機関にも及んだ。当時の共和国大統領フサーク博士は1989年12月10日に辞職した。1989年12月19日の憲法律161号は、大統領が欠けた場合は、新大統領選挙が連邦会議により40日以内に行われなければならないと規定していた。投票は、公開でなければならない。その大統領の任期は、自由で民主的な選挙において選出された新たな連邦会議が成立してから40日以内に終了するものとされた。早くも1989年12月28日に、反対運動の指導者の一人であったヴァーツラフ・ハヴェルが新大統領に選出された。ハヴェルは、1977年1月1日に、当時の憲法機関に対し、チェコスロヴァキアが1976年に批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約にうたわれた人権の尊重を求めるアピールを行った、カルタ77という申立て運動の指導的代表者の一人であった。

大統領による誓約に関する文言も修正された。1989年12月28日のもう一つの憲法律は、立法府の議員が欠けた場合には、新たな補欠選挙は行わず、立法府自身がその時の諸政党や新たに結成された諸政治運動の提案に基づき新たな議員により必要とされる定数を満たすものとした。

この条項は、自ら辞職した議員の交代を可能とするものであった。1990年1月23日の憲法律14号は、政党は、その党員が、特にその過去の政治活動に照らして、又は政治的諸勢力の現状と適合させるために、政治的民主主義を促進させるうえで十分な保証たり得ないと判断した際には、そうした党員を立法府や地方の当局から解職することができると規定した。

連邦会議の102名の議員が、1990年1月の終わりまでに解職された。

1990年2月27日に、もう一つの憲法律が、立法府の被選期間を短縮した。選挙が1990年のうちに行われなければならないとなったのである。1990年6月に選挙された立法府の任期は、24ヶ月とされた。

この移行期の間に、1992年6月までで50以上の憲法律が制定された。

最も重要な変化は、民主主義に関する変容である。共和国の諸機関の権力が増大する一方で、少しずつ、連邦の中央の権威が弱まった。市場経済原理の促進に関する変化もまた重要である。

1989年11月以降になされた政治的宣言の基本理念は、人権及び政治的自由の概念である。人権及び基本的自由に関する国際文書がその着想を与えた。この時期に行われた議論の中で、西欧諸国の憲法改正の諸例が、引き合いに出された。ドイツ連邦共和国の基本法から生じる示唆以外では、独裁から民主制への変化のプロセスを経験した（スペインを含む）その他の諸国の経験が取り上げられた。

1991年1月9日に、「基本的権利及び自由の憲章」が、憲法律として制定された。「憲章」は、1991年の憲法律23号によって法秩序に組み入れられている。この憲法律は、当時のチェコスロヴァキア法制度における「憲章」の位置を定めたものであった。「基本的権利及び自由の憲章」を含む1991年の憲法律23号は、連邦会議の両院において218人の議員により可決された（1名は反対、19名は棄権。（定数150の）人民院では、114名が賛成、1名が反対、7名が棄権し、民族院においては、チェコ共和国選出の75名の議員のうち、54名が賛成、反対は0名、棄権が5名で、スロヴァキア共和国選出の75名の議員のうち、50名が賛成反対は0名、棄権は7名であった）。

1991年の憲法律23号の1条は、憲法律、その他の法律及び法的規程、その解

釈及び適用は、「基本的権利及び自由の憲章」に適合していなければならない旨を定めた。第6条は、法律およびその他の法的規程を、1991年12月31日までに「基本的権利及び自由の憲章」に適合させなければならないとした。同憲法律は、「基本的権利及び自由の憲章」に適合しない条項は、その日に法的効力を失うとも規定している。

この憲法律が採択された際、人権保障は、一般に民主的法制度の基礎になると考えられていた。したがって、「憲章」は憲法律より上位の効力が与えられ、憲法律の2条は、チェコスロヴァキアが批准し、かつ公布された人権及び基本的自由に関する国際条約がチェコスロヴァキア領内で一般的な拘束力を持ち、法律に優先すると定めている。この憲法条項がすでにチェコスロヴァキア法における権利及び自由の法的保護の源泉の二重性を表現している。憲法律は、人権概念に基づいて新たに確立された法制度を一方とし、旧体制に根源を持つかつての法状況を他方とする根本的な分水嶺を示すものであった。この法的断絶の質的重要性は、1989年11月17日以降にとられた前述の重要な諸段階によって、即ち共産党の指導的役割及びマルクス・レーニン主義イデオロギーについての憲法からの削除や1989年12月10日の人権デーにあわせて制定された連邦政府の決議における両人権規約の拘束力の承認によって、その価値を減じられたと考えてはならない。これらの措置は、複数主義原理と権力の分立の否定に基づく憲法の内容全般を変えるものではなかった。更なる憲法的変容と自由な選挙の確立にとって必要な条件を作り出すいくつかの法律も、この領域での複合的で質的な断絶という性質をもつものではなかった。

1991年の憲法律23号において表明された人権に対する憲法による規制は、特にその根本的重要性に鑑みれば、不釣り合いなほど急いで制定された。それを要請したのは、「憲章」が公布のために、象徴的な日、即ち当初は11月17日に、後には1990年12月の人権デーにあわせて準備されなければならないという事情であった。しかし1990年9月になって初めて、連邦会議は、その基本的な部分の人権のカタログとなるべき新チェコスロヴァキア憲法を準備する任を負った議員からなる委員会と専門家委員会を設置したのであった。「基本的権利及び自由の憲章」というタイトルは、提案された様々な選択肢（基本権及び自由に関する宣言、基本権及び自由に関する憲法律など）の中から次第に選び取られていったものである。

この憲法律の性格は、いくつかの要因によって影響を受けていた。それらのうちの 하나가、国際条約、とりわけ両人権規約や国際労働機関の諸条約を国内

法において適用することを訴えたカルタ77の文書で主として表明されたかつての政治的反対派の意見であったことは疑いない。1989年にいくつかの反対派グループが多元的民主主義原理を尊重する新チェコスロヴァキア憲法の草案を準備していた。こうした以前のアイディアは、1990年初頭に承認され、その諸原理といくつかの文言が「憲章」において採用されたところの、政治的諸権利に関するいくつかの法律（政党及び政治運動に関する1990年の法律15号、市民の結社に関する1990年の法律83号、集会の権利に関する1990年の法律84号、請願権に関する1990年の法律85号）に反映している。これらのアイディアは、1990年6月の選挙の時までにすでにチェコ国民会議によって準備されていたチェコ共和国憲法の草案にも影響を与えた。チェコスロヴァキア連邦が存続するだろうということは疑われなかったが、チェコ共和国憲法は（すでに準備されていたスロヴァキア共和国憲法と同様）包括的でなければならず、権利及び自由に関する章をもつものとされた。

人権に関する国際文書は、国際条約の国内効に関する条項だけでなく、「憲章」自体の条文の文言の実質的な部分にも影響を与えた。いくつかの定式は、世界人権宣言から取り入れられ、その他には1976年の法令120号としてすでにチェコスロヴァキアで公布されていた両規約から採用されたものもあり、いくつかのものは、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約や欧州社会憲章からも採用されている。

「基本的権利及び自由の憲章」のもう一つのインスピレーションの源泉が、1920年チェコスロヴァキア憲法の文言とオーストリアの法的伝統である。いくつかの条項は、後のチェコスロヴァキアの憲法発展、なかんずく第二次大戦後の時期のものからも採用されている。その他の民主政国家、なによりドイツ連邦共和国における権利や自由に関する憲法上の規制は、あまり直接的な影響を及ぼさなかった。

「憲章」で定められた権利及び自由は、一般的には自然権、個人、自然人（市民、万人など）の権利とみなされている。しかし、この点につき、1991年の憲法律23号は、必ずしも一貫したものではなかった。憲法を上回る「憲章」の法的効力という表現を背景にして、「憲章」は、人権に関わる民主的制度を保障すべきいくつかの関係を規定し、ある部分では個人の権利という枠組みを飛び越えている。集团的権利（例えば、民族的・エスニック的少数者が自分に関わる問題を解決する際にそれに参加する権利、罷業の権利）や国家といくつかの組織の関係（例えば16条2項は国家と教会の関係、20条4項は国家と政党

やその他の結社の関係、27条2項及び3項は労働組合の位置、等々)に関する表現も見られる。「憲章」は、例外的に直接的及び間接的に義務についても規定している(例えば、33条1項は義務教育制、11条3項は所有権の濫用の禁止など)。しかし、こうした例外は、上記の概念について、前述の例外によってカバーされない諸制度を包含し得るように一般的に拡張解釈することを、根拠づけるものではない。

「憲章」の準備作業は、チェコとスロヴァキア間の激化する論争によって複雑化し、その論争はおそらくイデオロギーによって方向付けられた様々な政治主体の持つ異なった意見よりもいっそう重大なものであった。オリジナルの草稿が連邦会議で準備され、両委員会(議員の委員会及び専門家の委員会)の長がスロヴァキア人であり(A. Dubcek と M. Posluch)、連邦会議における準備作業は両国民会議との間で持続的に調整されてきたにもかかわらず、一致した最終的文言について合意を見つけるための道は、思いがけず多難なものであった。この事実の反映は、両国民会議によって提出された草案の間で妥協を探すことの難しさのうちに、そして「憲章」の前文の文言のうちにも見て取ることができる。

草案は、より広範で正規の政治的討議や専門家の討議を受けることはなかった。唯一、二つの独立した組織(チェコスロヴァキア・ヘルシンキ委員会)が、「憲章」の起草者に対して、また学術誌においてその見解を表明した。

「憲章」を策定する方法の持つ性格は、ほとんど互いに承認不能な理念を統一させることによる、ある程度、寄せ集めのなものであった。このことは、(規範的性格を有していないにしても)個々の節の表題の持つ論理性を欠いた構造や、いくつかの概念が部分的に重複しているという事実のうちにさえ、見いだせるであろう。しかし、立法上のより稚拙な性質が、この文書の偉大な政治的、憲法的意義を傷つけることはなかった。というのも、社会権を含む人権及び市民的権利の保護に関する複雑な規制にとって、「憲章」が包含するものは、いくつかの点で、おそらく「憲章」の起草者達が期待していた以上に広範なものだからである。

憲法裁判所⁽³⁾の「判例法」も、重要な役割を果たした。当初から、憲法裁判所は、概して、「憲章」におけるすべての権利を含む基本的人権について広く解する態度をとった。「憲章」における憲法的規制は、世界人権宣言、両規約

(3) チェコ・スロヴァキア連邦共和国の憲法裁判所及び当時のチェコ共和国憲法裁判所。

及び欧州の人権保護機関の判例法に基づき、あらゆる種類の権利（個人的自由、政治的、社会的及び経済的諸権利）の相互の結びつきや条件を示している。

V

チェコとスロヴァキアの憲法関係は、チェコとスロヴァキアのさらなる運命を決定した。単一国家としてのチェコスロヴァキアは、1968年に連邦制へと変容した（関連する憲法律は1969年1月1日に発効している）。連邦制を創出する準備段階では、三つの州からなる歴史的制度を再建せよとの諸提案もあり、それは、連邦がチェコ州、モラヴィア・シュレジエン州及びスロヴァキア州から構成されることを意図していた。こうした提案は、拒否された。スロヴァキアの政治代表の反対により、民族原理が採用された。したがって、チェコスロヴァキアは、チェコ社会主義共和国とスロヴァキア社会主義共和国から構成されることになった。この連邦制度は、1918年以前に将来のチェコスロヴァキアの両地域がともに属していたかつてのオーストリア・ハンガリーにおける国内関係との類似性を持っていた。1918年以後、両国の政治家や憲法の専門家達は、そうした二重性システムを避けようとした。なぜなら、それはかつての王国の二つの部分の間の持続的な紛争を招来するからであった。

共産党（その指導者は、チェコスロヴァキアへのワルシャワ条約機構加盟5カ国軍の侵攻の後、主としてスロヴァキア人の政治家になった）の中央集権的政策が、憲法争議の可能性や国家がそのうちに漸進的解体を遂げる可能性を妨げていた。1989年11月以降、この潜在的な可能性が再浮上した。スロヴァキアの政治代表の指導者達は、共和国の機関の権限の実質的強化と連邦の中央機関の弱体化を要求した。両共和国が、こうした理念に従って自らの憲法草案を準備しつつあった。1991年6月18日に、連邦そのものの終焉を意味し得る連邦からの一方の共和国の離脱をレフェレンダムによって決定する可能性を人民に与える、レフェレンダムについての憲法律が採択された。スロヴァキア共和国の代表者達は、連邦が異なる憲法的基礎に基づいて新たに構築されるべきだとの要求を提出した。この考えに基づけば、両共和国は連邦創設に関する国家条約を締結しなければならない。しかし、この提案は、チェコの政治的代表者によって拒絶された。チェコスロヴァキアの存在を維持できるような何らかの妥協を探る際に、いくつかの西欧諸国の経験、なかんずくドイツ、オーストリア及

びスペインの経験が想起された⁽⁴⁾。

連邦及び両共和国の立法府の新たな選挙が、1992年6月に行われた。新たに選挙された議会が組織された後で、スロヴァキア国民会議は、スロヴァキアにおける最高権力機関として、1992年7月17日に、スロヴァキア共和国の主権に関するスロヴァキア国民会議の宣言を採択した。この会議の議員のほぼ総数によって支持されたこの宣言は、スロヴァキア国民の主権国家の基礎としてスロヴァキア共和国の主権を宣言すると述べていた。

チェコスロヴァキアの終焉と二つの新国家創設への道の次なる段階は、スロヴァキア共和国憲法の制定であった。スロヴァキア国民会議は、1992年9月1日に憲法を採択し、その文書は（連邦と両共和国の法令が公布される）法令集において1992年10月1日に法令460号として公布された。156条に基づき、いくつかの列挙された条項を除き、憲法は公布時から施行された。憲法152条1項の第1文は次のように述べている。即ち、すべての法令は、それらがこの憲法に抵触しない限り有効であると。このことが意味するのは、スロヴァキア共和国憲法が、連邦が存在するという前提条件に基づいた一切の法律を含むすべての違憲の規範を破棄できるということである。チェコ・スロヴァキア連邦共和国における将来的な憲法改正を考慮してその施行が延期された条項さえ、それらがこの憲法に適合していなければならないという条件を負ったのである。

とりわけ、いくつかの改正点を含む1968年のチェコスロヴァキア連邦に関する憲法律143号は、スロヴァキア憲法に反するものであった。同憲法律が特に規定するのは、チェコ・スロヴァキア連邦共和国がスロヴァキア共和国とチェコ共和国から構成され、両共和国は相互に互いの主権を尊重するというものである（1条2項）。スロヴァキア共和国憲法は、完全な主権国家の憲法として採択され、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の主権を承認しなかった。それは、1968年143号の憲法律の142条に反して採択されたものである。なぜなら、スロヴァキア共和国の法律が、連邦法に優越するとされたからである。法的に見れば、この憲法を採択することにより、スロヴァキア共和国は、自分が連邦の構成部分であると考えをやめたのである。同様な見方は、憲法の他の諸条項からも明白であった。更に、憲法7条は連邦を新たに創出することを一切不可能にした。その理由は、第7条が将来に向け、そこからの離脱権を制限されるようないかなる国家連合の創出も禁じていたからである。

（4） 当時の憲法交渉のメンバーによるより詳細な研究については、特に、憲法及び比較法のアメリカ人専門家、E. Stein の前掲書を参照せよ。

スロヴァキア共和国憲法の前文も、チェコスロヴァキアとの継続性を示してはいなかった。1918年にスロヴァキアの代表者も含めて共通の国家が創出されたことについても一切の言及がない。代わりに、数百年にわたる民族の存在や自らの国制をかけた闘争と民族自決の自然権を強調している。スロヴァキアの立法府は、こうしてチェコスロヴァキアに対する関係での非連続性を表明したのである。ここで、連邦とチェコの機関のリアクションがどのようなものであったかを見てみなければなるまい。

現行の諸憲法律によれば、そうした重大な改正は、レフェレンダムによってのみ可能であった。そのことは、スロヴァキア国民会議及び連邦会議の議員に関する憲法上の宣誓の文言に根拠をもつもので、そこではチェコ・スロヴァキア連邦共和国への忠誠を宣誓することが、彼らの職務遂行の条件とされていた。前述のスロヴァキア共和国憲法の文言を採択することで、スロヴァキア国民会議の議員は自らの宣誓に違反し、それによってチェコスロヴァキアに対して「革命」を起こしていたことになる。この革命は新たな正当性をまとった新しい独立国家を作り出した。

連邦政府とチェコ共和国の代表は、スロヴァキア憲法採択時の祝典に参加し、憲法に関わるこの事実を知ることとなった。与党のうち一党だけが、この法律を連邦からのスロヴァキアの離脱であると評した。連邦会議で政治上左翼に位置する野党議員は、スロヴァキアの代表と調停を試みて、ある種の国家連合システムを提案しようとした。連邦国家当局は、解散し、更なる憲法律は新たな権限を両共和国の手に移した。チェコ・スロヴァキア連邦共和国の大統領は、国家の統合の要素であり、その存在の象徴であったが、既に1992年7月にその職を辞していた。連邦会議は、新たな大統領を選挙しなかったが、それは疑いなく憲法が課した連邦会議の義務に対する侵害であった。連邦会議の議員は、こうして自らの宣誓を踏みにじり、憲法危機がいっそう深刻なものとなったのである。

連邦政府は、国家の解体を組織するよう定められた機関であると自認していた。連邦政府はその他の憲法上の障害を持たず（連邦政府はチェコ・スロヴァキア連邦共和国の大統領の職務も行使した）、障害を受けないことで、その目的も達成した。統合国家の運命に関するレフェレンダムの可能性は、与党の諸党によって拒絶された。しかし、スロヴァキア共和国憲法の採択後は、何をレフェレンダムの主題とし、どの様にその結果を実現すべきかという点については明白ではなくなった。更に、1991年のレフェレンダムに関する憲法律327号

は、レフェレンダムに提案された質問の文言を修正する余地について定めていなかった。スロヴァキア共和国の人民が連邦への支持を表明する可能性があったとしても、その憲法は破棄されねばならず、中央権力の権限は、完全にその力を回復されねばならないであろう。しかし、スロヴァキア憲法はスロヴァキア国民会議の議員のほぼ総数によって採択されており、議員達はスロヴァキアの国民のうちに支持を得ていたことは疑いない。連邦会議は、両共和国の市民に対し、統合国家が解体されることで生じ得る影響についての分析を提示せよとの要求もまた拒絶した。この提案は、連邦会議の何人かの議員や市民による発案によってなされたものであった。スロヴァキア共和国においては、以前の言明に反し、憲法採択後にレフェレンダムは行われなかった。スロヴァキア共和国憲法 7 条によれば、国家連合からの離脱は、憲法律及びそれに続くレフェレンダムによってなされるものとされていたが。

スロヴァキア共和国憲法の採択は、統合国家からのスロヴァキアの離脱として解釈され得るもので、このことはおそらく当時のチェコスロヴァキア国家と国家の残余の部分（即ち歴史的チェコの諸邦）の国際法上の連続性を意味し得るものである。大部分のスロヴァキアの政治代表は、チェコ共和国とチェコスロヴァキアとのそのような排他的連続性を遮ろうとした。スロヴァキアの代表にとってチェコスロヴァキア終焉の過程は、スロヴァキア主権国家の創設を意味するものであったが（そして、一部の者にとっては戦間期のティソの国制の再建であったが）、大部分のチェコ人にとっては、チェコスロヴァキアの解体は、チェコ共和国の完全な主権を意味するのではなく（もっともそのように宣言されてはいたが）、第一義的には、1918年にチェコ人だけでなく多くのスロヴァキア人との協働のなかで生み出されたチェコスロヴァキアという国制のおそらくは決定的な終焉を意味していた。したがって、チェコ国家の主権は、その他の何らかの権威によって独立したという意味で、実際には、かつての分割前のチェコスロヴァキア国家の主権よりも弱いものであったことは疑問の余地がない。それにもかかわらず、チェコの政権与党は、連邦会議における両共和国の政権側代表者間の合意を優先した。この合意は、チェコスロヴァキア国家の終焉に関する憲法律の中で定められている。

1992年11月25日のチェコ・スロヴァキア連邦共和国の終焉に関する憲法律 542号は、1992年12月31日をもって連邦が終焉を迎えることを規定していた。この憲法律により、チェコ・スロヴァキア連邦共和国は完全にその存在を終え、国際法の主体としての終焉を宣言した。

チェコ・スロヴァキア連邦共和国の後継諸国家がチェコ共和国及びスロヴァキア共和国であることを定めたこの憲法律の1条2項は、非常に問題のあるものである。国際機構に対する関係で、この宣言は、いかなる拘束の関係性ももたず、それが唯一生ぜしめることといえば、世間が、両共和国は自動的に国際機構の構成員となるであろうと考えるということぐらいである。こうして、統合国家のすべての分野における具体的な憲法の発展について考慮することもなく、その宣言は、国家の終焉によって引き起こされる不都合を両共和国が平等に請け負う旨定めたのである。

1992年11月13日に既に、憲法律541号は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の財産の分割とチェコ共和国及びスロヴァキア共和国へのその移転を定めていた。こうした憲法状況の中で、1992年11月19日に、チェコ国民会議は、チェコ国民会議がチェコ共和国政府とともにチェコ共和国の領土における国権の継続性並びにチェコ共和国市民の正当な利益及び欲求の保護について責任を負うとの決議を採択した。チェコ共和国の諸機関の発案により、後のチェコ共和国建国に備えた更なる措置がとられた。

チェコ国民会議の外務委員会は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の外務大臣J. モラフスキが欧州審議会の第91回閣僚委員会のセッションにおいてチェコ・スロヴァキア連邦共和国が1992年12月31日に消滅するであろうと語ったことを明らかにした。外務委員会はチェコ国民会議に対し、チェコ共和国が将来的にも欧州審議会のメンバーであることを望み、欧州審議会規程において定められたその原理を尊重し、その義務を遂行するであろう旨宣言するよう勧告した。チェコ国民会議は、1993年1月1日以降、国際条約、とりわけ人権及び基本的自由の保護のための欧州条約から生じるチェコスロヴァキア共和国、チェコスロヴァキア社会主義共和国及びチェコ・スロヴァキア連邦共和国のあらゆる国際的義務を負う意図を有している旨宣言すべきものとされた。チェコ・スロヴァキア連邦共和国とチェコ共和国との連続性が、特に人権及び基本的自由の保護との関わりで強調された。チェコ共和国憲法の制定後、世界の議会及び諸国民に向けられたチェコ国民会議の宣言の中で、その連続性が明記された。

チェコ共和国のチェコスロヴァキアとの法的連続性に関する関係は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の終焉に関する措置についての1992年12月15日のチェコ国民会議の憲法律4号において、主として規定された。その第1条は、チェコ共和国の領土内でチェコ・スロヴァキア連邦共和国の終焉の日に有効であったチェコ・スロヴァキア連邦共和国の憲法律、法律及び法的規程は、その

効力を維持すると定めた。チェコ共和国のチェコスロヴァキア連邦共和国に対する関係やその法的状況を解決する規程のみが、適用不能であった。この憲法律により、チェコ共和国の諸機関は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の諸機関の権限を引き継いだ。

チェコ共和国は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国により、その終焉の日に承認していたすべての国家と政府に承認を与えた。チェコ共和国は、もはやチェコ共和国の主権の及ばない領土に関わる義務を除き、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の終焉の日に国際法によりチェコ・スロヴァキア連邦共和国に課せられていた一切の権限及び義務を引き受けた。

ある特別な条項は、財産並びに権利及び義務を対象とし、それらが、連邦会議の憲法律やチェコ共和国及びスロヴァキア共和国の間の条約により定められる範囲で、チェコ・スロヴァキア連邦共和国からチェコ共和国に継承される旨を定めていた。

1993年の憲法律 4 号の諸条項は、チェコ共和国が国内法制度においてチェコスロヴァキアとの継続性を、チェコ・スロヴァキア連邦共和国を拘束する国際条約についてさえ完全に承認した。

チェコ国民会議は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の終焉に関する連邦会議の憲法律はチェコの立法府の主権的意志決定の遂行を可能にする範囲でのみチェコ国民会議を拘束するとの原理に厳格に従った。しかし、その憲法律は、チェコ国民会議に対し、その権限に触れる場合には拘束力をもち得なかった。このことは、特に1992年の憲法律542号の 4 条に当てはまり、同条によれば、チェコ共和国における（そしてスロヴァキア共和国においても同様に）新たな立法府は、連邦会議の議員も含めた形で、創設されるべきであるとされた。チェコ国民会議は、チェコ共和国における憲法状況とその立法権の連続性を規制する排他的権限を有すると自認するこの憲法律に対し、1993年の決議 5 号においてその立場を明確に宣言した。同決議は、現存する法規範のいかなる解釈も、チェコ国民会議の立法権に対する挑戦を可能にするものではないと宣言した。こうして、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の終焉に関する憲法律の適用の限界が画されたのであった。連邦会議が新たな国家の構成体となるとの趣旨の諸条項は、受け入れられなかった。このことは、強制力をもった主体によって作られた法のみが、実施されるとの原理に合致する出来事であった。自らがその最高の立法府であった国の終焉を決定した連邦会議は、その決定の内容に関わりなく、もはやそのような権力は有していなかった。国の終焉は、その機

関が消滅することも意味したのである。同様に、こうした諸機関の構成員としての資格や構成員の委任も無効となった。廃止され、または廃止されつつある国家の規範であるということが原因で、もはや国家機関によって実施され得ない法規範というものは、新たな国家がそうした規範を認めない限り、拘束力ある規範ではなくなる。連邦会議の議員達が国家を廃止したにもかかわらず、彼らが一時的な個人的特権として、または終身の特権として免責特権を保持するとの連邦会議の議員達の思想は、憲法的にも論理的にも正当化されないものであった。後に連邦会議によって採択されたこの主題に関する決議は、その議員達の単なる願望に過ぎなかったのである。

1993年4号のチェコ国民会議の憲法律は、1992年12月15日に採択され、1992年12月31日に施行されたが、同憲法律は、チェコ共和国憲法が採択されない場合には、チェコ国家の憲法システムの異論の余地なき継続性を付与するものであった。

チェコ共和国憲法（1993年法令1号により改正）は、チェコ・スロヴァキア連邦共和国の法制度全体やチェコスロヴァキアの国際的義務の受け入れに関しではいかなる変更も行わなかった。憲法、「基本的権利及び自由の憲章」並びにその他の憲法律に加え、憲法制度は、国境を規制するすべての憲法律及び1992年6月6日以降にチェコ国民会議によって採択されたすべての憲法律から構成されている。

以前の憲法（1960年の憲法律100号）、チェコスロヴァキア連邦に関する憲法律及びそれらを改正または増補した諸憲法律、チェコ共和国の国家シンボルに関する1990年のチェコ国民会議の憲法律67号は、明確に廃止された。現行憲法が施行された日にチェコ共和国の領内において有効であったその他の憲法律は、法律としての効力を得ている。

こうして、チェコ共和国はチェコ・スロヴァキア連邦共和国の法制度との連続性を維持したのである。

VI

チェコスロヴァキアの終焉は、国家の安定性にとって、語の政治的、エスニック的な意味での民族のアイデンティティーがもつ重要性に関する研究を刺激し得るものである。ホセ・オルテガ・イガセットは⁽⁵⁾、近代国民国家が、近代民族とともに発生する際の内容と形態に関する問題を扱っている。彼は、国

民国家の起源をイギリスにおいては15世紀に、フランスとスペインにおいては16世紀に、そしてドイツとイタリアにおいては19世紀に帰している。

私見では、チェコ民族の発展と、その国家の発展は、異なった経路を進んだ。言語原理に基づきチェコ民族が自らを意識したのは、宗教改革を背景とする15世紀以降のことだったことははっきりしている。多くの宗教移民を特にドイツから、そしてその他のヨーロッパ諸国からもボヘミアへと移住するよう促したその宗教的寛容さにもかかわらず、チェコ民族の民族的感覚は高まりをみせ、それは「異端のチェコ人」に対する外からの攻撃によっていっそう強化された。

チェコ民族及びチェコ語の保護は、立法にも反映している。チェコ領邦議会は、1615年にチェコ語の保護に関する法律を採択した。チェコ語の知識は、国家においていくつかの公職を司るには必須のものとなった。

1620年の貴族の反乱の敗北とその後の三十年戦争の後に、チェコ民族、チェコ語及びチェコの国制に関する全般的教育は、低調になった。貴族国家の敗北、ハプスブルク王朝における絶対主義の確立（それは、宗教的理由に基づき、住民のかかなりの部分、特にエリートが抑圧され、チェコ国家から追放されるに至ったという事実と結びついている）及びその更なる展開が、チェコ民族が滅亡の淵まで追いつめられるという事実へと帰着した。19世紀のいわゆる民族の再生の時期になってようやく、当時はハプスブルク王朝の枠内ではあったが近代チェコ民族を再生させ、チェコの国制を復活させる動きが強まった。

1918年のチェコスロヴァキアの建国は、チェコ国家の伝統に基礎をおくものであり、チェコ人政治家の業績であるだけでなく、幾人かのスロヴァキア人、即ちチェコ語と似た言語をもち、ハプスブルク王朝の第二の部分であるハンガリーに属していた民族の代表者達の業績でもあった。これらの政治家達は、二つの言語、チェコ語とスロヴァキア語をもつチェコスロヴァキア民族という概念をともに作り上げた。1918年から1938年の間に、両民族の顕著な歴史的、文化的そして宗教的差異は、乗り越えられなかった。逆に、そうした差異は、むしろ次第にいっそう深くなっていった。しかし、チェコスロヴァキアは、それが存在している間に、スロヴァキアにおける重要な文化的発展に寄与し、民族解放の重要な基礎も敷いたのである。1939年のドイツを後ろ盾とするスロヴァキア国家の建国とチェコ民族を抹殺しようとするドイツによるチェコ領土の占

(5) José ORTEGA y GASSET: *Europa y la idea de la Nación*, Alianza Editorial, Madrid, 1985.

領は、チェコスロヴァキアが復活した大戦後においても両民族間の差異を強めることとなった。スロヴァキア民族は、チェコ民族よりも時代的にはずっと後に、かつ異なった環境の下で、変転のうちに自己を形成しており、この異なった展開が、チェコスロヴァキアにおける状況への否定的インパクトを及ぼしたのであった。

チェコスロヴァキア民族という概念は、スロヴァキア民族の多数の支持を得ることがなかった。マルクス主義の理論は、実際に遂行され、それによれば、スロヴァキアの経済的後進性の除去が政治的紛争や不安定さの元凶に終止符を打つものとされていたが、それも結局失敗した。チェコスロヴァキアが存在している間に試されたいかなる憲法上の関係モデルも、紛争を満足に解決するものではなかった。チェコスロヴァキアが存在している間、恒常的に安定した統合国家の基礎として共通の政治的民族を作り出そうとするいかなる努力も、失敗したのである。

それとは対照的に、1993年1月1日の二つの国家の創設は、いくつかの紛争の除去に寄与し、両民族の関係も著しく改善した。内的安定性がもたらすメリットは、地政学的にみてもチェコスロヴァキアの終焉と結びつく否定的影響よりも、おそらくはより重要なものであった。チェコ共和国とスロヴァキア共和国の、即ち二つの独立国家の両憲法は、かつてのチェコスロヴァキアのものとは異なった特質に基礎づけられている。他方で、憲法発展の過去の段階が及ぼすいくつかの影響が、避けがたいものであることも確かである。

[後 記]

本稿は、Václav Pavlíček, *Czechoslovakia in the Process of Constitutional Changes from Dictatorship to Democracy* の全訳である。

訳者中、箱井及び早川が、2003年3月に比較法研究所科学研究費研究課題にしたがって実施したチェコ共和国 Praha 市における学術調査に際して、カレル大学（通称プラハ大学）法学部を訪問した。その際に懇談の機会を得たパヴリーチェク教授（カレル大学法学部憲法講座主任）より本論文のオリジナル原稿の惠贈を受け、日本語への翻訳、公刊に合意した経緯がある。本論文は、F. F. Segado (ed.) *The Spanish Constitution in the European Constitutional Context*, *La Constitución Española en el Contexto Constitutionnal Europeo*, Dykinson S. L., Madrid. への英語稿による寄稿論文とのことであった。した

がって、前掲書の公刊を待って、バヴリーチェク教授御自身による編者及び版元への日本語訳了承を得たことを受けて、本訳稿を公表することとした。このため、邦訳の公表がやゝ遅延することになったが、ひとまずここにその責を果たすことができた。

バヴリーチェク教授は、1934年8月8日に生まれ、1996年よりプラハのカレル大学法学部憲法・国家学講座主任の地位にある。それまでの間、カレル大学法学部の教職（1962～70年）、行政実務職（1970～89年）、1990年カレル大学法学部に復職後、1992年に教授の地位に就いている。

教授の主要な著作として、『二月〔革命〕以後の諸政党』（1967年）、『社会と国家の構造』（1968年）、『チェコ共和国の憲法と憲法システム』（第1巻1994年、第2巻1996年）、『主権及びヨーロッパ統合』（1999年／編者）、『チェコ国制論』（2002年）等多数のチェコ語による著作がある。英語文献として、Facing History: The Evolution of Czech-German Relations in the Czech Province, 1848-1948 (Gallery, 2002/ 共著) が刊行されている。

本訳稿が、体制移行期にあり、ポーランドやハンガリー等とともに2004年5月にEUへの加盟を果たしたチェコの憲法史及び憲法思想の一端をわが国に紹介する一助となれば幸いである。

なお本訳稿に関連して、早川弘道、佐藤史人、高田知子、馬奈木巖太郎訳「チェコ共和国憲法」（『比較法学』第36巻1号）、早川弘道、佐藤史人、高田知子「チェコ共和国憲法裁判所試論—その歴史と現在によせて」（『比較法学』第38巻1号）があるので、ご参照いただければと思う。（早川弘道）

※本稿中、[] は訳者により補われた箇所であり、また*は訳注である。

[本稿は、早稲田大学比較法研究所科学研究費研究課題（2003年度）及び同研究所共同研究プロジェクト「旧ソ連・東欧諸国における体制転換と法」による研究成果の一部であることを付記する。]